

配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次）進捗状況調べ **(案)**

取り組み方策（PLAN）	所管課	平成 23～27 年度実績（DO）	評価（CHECK）		行動目標（ACTION）
			進捗度	評価の理由	
[重点目標 1]神戸市配偶者暴力相談支援センターの充実 1 相談体制の充実 (1) 相談員の機能分担	支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 各区保健福祉部や県女性家庭センターと連携して相談事例に応じた支援内容のコーディネートを行った。 各区婦人相談員・母子父子自立支援員担当者会に出席し、DV相談に関するサポートを行うことによって、相談から支援まで、DV被害者の立場にたった対応ができる環境づくりに努めた。【支援センター】 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> 相談員によるきめ細やかな対応に努めているが、支援センターにおけるコーディネート機能とサポート機能の明確な機能分担には、至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員の増員が困難な中で、引き続き、支援センターのみならず、DV被害者支援関係部署へのDVに関する理解をより深めることによって、被害者の立場に立ったきめ細やかな支援、サポート機能の強化を実現する。
(2) 質の高い相談員の安定的確保	支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 相談員の継続性の確保に努めた。 相談員の質の確保と向上のため、スーパーバイズ研修を実施した。【支援センター】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> 支援センター開設以来、DV被害者支援に関する知識と実践的技術の蓄積に努めるとともに、相談員への研修を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、相談員への研修を実施する。 引き続き、被害者相談員の継続性確保のため、相談員の二次受傷、バーンアウト防止等に配慮する。
(3) 身近な場所で相談できる質の高い窓口の複数設置の検討	男女共同参画課 ・支援センター	<ul style="list-style-type: none"> DV検討会で継続的に意見交換を行っている。【男女共同参画課・支援センター】 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> 支援センターの複数設置はできていない。 市民に1番近い窓口である区役所の相談員等に対するDVに関する研修を継続実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き検討を行う。
(4) リーフレットの配布・DV防止キャンペーン等による周知徹底	支援センター・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関でのリーフレットの配布やDV防止キャンペーンによる周知のほか、平成24年度からは市内の大学及び専門学校でDV防止カ 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> 目標数値と比べるとかなり低いですが、平成26年度の意識調査に協力した市政アドバイザーは50歳代以 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、リーフレットの配布やDV防止キャンペーンによる周知に努める。 一般市民向けの啓発に加え、

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		<p>ードの配布も始めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度からは、神戸市と包括連携に関する協定を締結しているローソン、ファミリーマートの市内各店舗のトイレにデートDV防止啓発カードを設置し、広く啓発するよう努めた。 <p>《DV相談窓口を知っている人 (市政アドバイザー意識調査)》</p> <p>23 年度 57.1%</p> <p>24 年度 51.9%</p> <p>25 年度 50.2%</p> <p>26 年度 47.9%</p> <p>27 年度 50.5%</p> <p>【支援センター・男女共同参画課】</p>		<p>上が 61.7%で、回答者の年齢層が高かったことも理由と思われる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>《27 年度目標》 市政アドバイザーの認知度 70%</p> </div>	<p>アドバイザーへのアンケートの機会をとらえ、市政アドバイザーへの啓発も実施する。</p>
(5) 相談受付時間の拡大のあり方の検討	男女共同参画課 ・支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付時間の拡大 (月曜日の受付) について検討し、平成 27 年度より月曜日にも相談受付を実施し、年末年始を除く毎日相談できる体制を整えた。【男女共同参画課・支援センター】 	顕著な成果	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数が増加する中で (H24 : 2,513 件、H25 : 2,424 件、H26 : 3,324 件、H27 : 3,414 件)、受付を拡大することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで火曜日・水曜日に相談が集中しがちであったが、月曜日にも受付可能になることで、相談の平準化が図られている。引き続き、相談件数や困難事例の動向、法改正等にも注視しつつ、相談体制、等を検討していく。
(6) 面接時の子どもの一時保育の実施	支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 11 月より、就学前の子どもを連れた相談者のための一時保育を実施している。【支援センター】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> 一時保育を実施し、相談者が利用しやすい環境を整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、相談者の利便性のために一時保育を実施する。
(7) デートDV相談に専門的に対応できる体制の整備	支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 支援センターにおいてデートDVに関する相談にも継続して対応している。【支援センター】 平成 24 年度より市内の大学及び専門学校で配布しているデートDV 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> 支援センターにおいて相談を実施しているが、専門窓口の設置には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、デートDVについても支援センターにて対応するとともに、支援センターの周知に努める。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		防止啓発カードで支援センターの案内をしている。【男女共同参画課】			
(8) 男性被害者の相談機会の確保について検討	支援センター・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV検討会で継続的に意見交換を行っている。 ・定期的に県と情報交換を実施している。【支援センター・男女共同参画課】 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・県の相談窓口を紹介するに留まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び他の市町村の動向や男性相談の需要を勘案しながら、市独自の相談窓口の設置などについて検討していく。
2 連絡・調整機能の強化					
(1) 各区婦人相談員・母子自立支援員によるDV相談についての協力・サポート	支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・各区婦人相談員・母子父子自立支援員担当者会に出席し、DV相談に関する連携及びサポートを行っている。【支援センター】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> ・各区との連携を深め、サポートすることにより、DVについての理解を深めるよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新しい事例を紹介するなど連携及びサポートに努める。
(2) 対応困難ケースへの関係機関と連携した対応	支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・対応困難ケースに対しては、各区、警察、民間支援団体等の関係機関と連携して対応している。【支援センター】 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した対応に努めているが、ケースカンファレンスを行うまでには至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関との情報共有を図りながら、適宜ケースカンファレンスを実施できるような仕組みづくりを検討していく。
(3) 相談シートの使用範囲を拡充及び「支援手帳」(仮称)安全かつ効果的な活用方法の検討	支援センター・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV検討会で継続的に意見交換を行っている。【支援センター・男女共同参画課】 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者個人が自分でデータを管理することの危険性や各施策資料を更新する煩雑さを考慮し、相談シートの活用、支援手帳の作成は、ともに進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ窓口が難しい中、各相談支援窓口の連携強化により、被害者の負担にならない方法を検討し、支援を進めていく。
【重点目標 2】 相談窓口の充実					
1 各区保健福祉部窓口の充実					
(1) 窓口の機能充実	各区保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の心情に配慮した対応をすることで、被害者支援を実施している。 ・保健相談の場面でDVを把握した場合にDVの特性を念頭に置いた保健指導を実施している。 	前進	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取り組みを継続して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を強化し、相談者に対する適切な支援を継続して実施する。

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策（PLAN）	所管課	平成 23～27 年度実績（DO）	評価（CHECK）		行動目標（ACTION）
			進捗度	評価の理由	
		・母子父子・婦人相談と保健相談の連携を進めている。【こども家庭局】			
(2) 婦人相談員・母子自立支援員等関係職員の資質の向上	各区保健福祉部	・児童・ひとり親家庭・寡婦・婦人の福祉に係る事務研修において、支援センターより講師派遣を受け講義を行った。 ・外部での研修を積極的に受講している。【こども家庭局】	前進	・支援センターとの連携強化につながった。	・研修や会議等を通じ、引き続き相談員の資質向上を図る。
(3) 母子・婦人相談と保健相談、各区こども家庭支援室との連携の強化	各区保健福祉部	・研修や会議を通じ、対応の徹底を周知している。【こども家庭局】	前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・関係機関との連携を強化し、相談者に対する適切な支援を継続して実施する。
(4) 関係機関との積極的な連絡調整・連携強化	各区保健福祉部	・各区にて実務者ネットワーク会議を開催し、連携強化に努めている。【こども家庭局】	前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・ネットワーク会議等を活用し、更なる連携強化を図る。
(5) 婦人相談員・母子自立支援員によるDV相談の広報	各区保健福祉部	・「すくすくハンドブック」にDV相談窓口を掲載し、配布している。 ・平成 26 年度に女性のための各種相談チラシを作成し、支援対象者へ配布している。 ・各種DV関連リーフレットへの掲載に努めている。【こども家庭局】	前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・引き続き、各種DV関連リーフレット等を相談者の目につきやすく手にしやすい場所に置くように努めていく。
2 男女共同参画センターの充実 (1) カウンセラー・相談員の資質向上	男女共同参画センター	・女性相談の実績のあるカウンセラーを配置している。 ・DV被害者支援者研修等について情報提供するとともに、カウンセラー・相談員も参加している。【男女共同参画センター】	前進	・カウンセラー・相談員がDV被害者支援者研修等に参加することで、資質向上を図っている。	・相談者に適切な情報提供が出来るよう引き続き、取り組みを実施していく。
(2) 情報アドバイザーの対応技術の更なる向上	男女共同参画センター	・DVに関する啓発セミナーの企画などを通じて知識を習得し、丁寧な窓口対応に努めている。【男女共同参画センター】	前進	・セミナーの企画などを通じて知識を習得し、窓口対応の技術の向上に努めている。	・引き続き、取り組みを実施していく。

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
(3) 専門家と連携して被害者が集える場の提供	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体の登録グループに学習室を提供している。 DVを経験した女性同士で語り合う「DV被害者サポートグループ」を平成 23 年 6 月から月 1 回開催している。【男女共同参画センター】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> サポートグループの実施により、DV被害者が安心して安全に集える場を提供できるように努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、取り組みを実施していく。
(4) 女性のための相談室で対応すべき事項と支援センターで対応すべき事項の整理・連携	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容に応じて、相談者が必要とする各相談を案内している。 合同研修会の実施【男女共同参画センター】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> 相談者がタイミングよく各機関につながるように的確に案内している。 併せて、合同研修の実施により、各機関の支援内容の理解を促し、連携を強化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、取り組みを実施していく。
<p>3 その他相談窓口の充実</p> <p>(1) DV被害者が訪れる機関のすべてが「相談窓口」と認識し専門相談機関の情報の提供ができるよう意識を啓発</p>	市民相談室、各区まちづくり推進部、保育所、こども家庭センター、市民病院、学校園、人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> 支援センター主催の研修への参加や院内での勉強会の開催等による意識啓発に努めている。【市民病院】 DVが推測される場合は、支援センターや警察等の相談窓口を案内し、支援を必要とする人の安全確保を念頭に置いて情報提供に努めている。【区政振興課】 DV相談に際しての注意事項や専門相談機関の事業内容等を掲載した「神戸市犯罪被害者支援ハンドブック」を平成 28 年 3 月に改訂し、関係機関に配置した。【人権推進課】 外部研修への参加や関係機関の見学等を行うことにより、意識啓発に 	<p>現状維持</p> <p>前進</p> <p>前進</p> <p>現状維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記の取り組みを継続して実施している。 警察等とも連携し、被害者が安心感を得て、的確な支援開始につながるよう努めている。 ハンドブックの活用方法等についての職員研修を実施した・ (25 年度 174 名参加) (26 年度 149 名参加) (27 年度 143 名参加) 例年どおりの取り組み内容であったため。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、取り組みを実施していく。 DV支援対象の拡大による相談窓口の多様化と支援措置件数の増加を踏まえ、より適切に窓口案内ができるよう、検討する。 引き続きハンドブックの効果的な活用を努める。 更なる研修参加への参加と内部研修の企画・実施に努め

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		努めている。【こども家庭センター】			る。
(2) 相談の中でのDVの有無に関する的確な判断及び支援センターへの引継の実施	市民相談室、各区まちづくり推進部・保健福祉部、保育所、こども家庭センター、市民病院、学校園等、人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者と思われる患者にはリーフレットを配布して支援センターを案内するなどの対応を行っている。【市民病院】 ・ 生活保護の相談の中でDVに関するものについては面接員及びケースワーカーが婦人相談員・母子父子自立支援員と連携して対応し、必要な対応を実施している。 ・ 新たに生活保護に従事する職員への研修（約 100 名参加）に平成 23 年度からDVに関するカリキュラムを組み込み、関係機関との連携についての認識を深めている。【保護課】 ・ DVが推測される場合は、支援センターや警察等の相談窓口を案内し、支援を必要とする人の安全確保を念頭に置いて情報提供に努めている。【区政振興課】 ・ 支援センターとの連携の際の注意点等を掲載した「神戸市犯罪被害者ハンドブック」を平成 28 年 3 月に改訂し、関係機関に配置した。【人権推進課】 	現状維持	・ 左記の取り組みを継続して実施している。	・ 引き続き、取り組みを実施していく。
			現状維持	・ 生活保護の相談の中で連携を確保できている。	・ 引き続き連携の強化を図る。
			顕著な成果	・ 職員に対する新たな研修機会を設け、認識も深まったと思われる。	・ DVに関する研修を継続し、生活保護に従事する職員に、関係機関との連携に関する認識を深める。
			前進	・ 警察等とも連携し、被害者が安心感を得て、的確な支援開始につながるよう努めている。	・ DV支援対象の拡大による相談窓口の多様化と支援措置件数の増加を踏まえ、より適切な窓口案内ができる体制づくりを検討する。
			前進	・ ハンドブックの活用方法等についての職員研修を実施した。 (25 年度 174 名参加) (26 年度 149 名参加) (27 年度 143 名参加)	・ 引き続きハンドブックの活用を努める。

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策（PLAN）	所管課	平成 23～27 年度実績（DO）	評価（CHECK）		行動目標 （ACTION）
			進捗度	評価の理由	
		・女性家庭センターや配偶者暴力相談支援センター等との連携強化【こども家庭センター】	前進	・関係機関の「DVと虐待の関係性」への認識や取組が高まり、より密で具体的な連携が実施されてきつつある。	・今後も引き続き、相談業務の中で、虐待事案の背景にある配偶者問題等への視点を持ち、関係機関との連携を深める。
【重点目標3】被害者の安全確保の徹底 1 被害者の緊急時等の安全確保の徹底 (1) 県に対して一時保護対策の充実について要望	こども家庭局、男女共同参画課・支援センター	・24時間対応や円滑な一時保護の実施等について兵庫県へ要望を行い、25年度を目標年次とする県DV防止・被害者保護計画の目標を上回る一時保護委託施設の拡充が実現した。【こども家庭局、男女共同参画課・支援センター】	前進	・県が目標を上回る一時保護委託施設の拡充を行った。（目標 27 施設→実績 29 施設）	・24時間対応については引き続き要望するとともに、一時保護については需要を見ながら対応を検討していく。
(2) 県の婦人相談所との連携強化	各区保健福祉部、支援センター	・事案ごとに県児童課と協議しながら対応を進めている。【こども家庭局】 ・年2回開催される県内配偶者暴力相談支援センター連絡会などを通じて情報交換を行っている。 ・相談事例を通じての連携や県婦人相談所や支援センターが主催する研修に相互に参加することによる連携を図っている。【支援センター】	前進 前進	・左記の取り組みを継続して実施し、連携が強まっている。 ・県の主催する研修にも参加することで、顔が見える関係作りを実施し、実際の相談事例を通じて、相談者により良い支援が行えるように連携をしている。	・引き続き連携を強化して取り組みを進めていく。 ・引き続き連携を強化して取り組みを進めていく。
(3) 支援センターの場所の秘匿の徹底及び関係機関への移動の際の安全確保への配慮	支援センター・男女共同参画課	・支援センターの場所の秘匿を徹底している。【支援センター・男女共同参画課】	前進	・支援センターの場所を秘匿とすることにより、被害者及び支援者の安全確保を徹底して実施している。	・引き続き、被害者の支援者の安全確保のため、取り組みを実施していく。

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策（PLAN）	所管課	平成 23～27 年度実績（DO）	評価（CHECK）		行動目標（ACTION）
			進捗度	評価の理由	
(4)各区こども家庭支援室・こども家庭センターとの連携強化による迅速な対応	支援センター、各区保健福祉部、こども家庭センター	・警察機関（DVから児童に与える心理的虐待通告）や区こども家庭支援室との連携を強化。【支援センター、各区保健福祉部、こども家庭センター】	前進	<ul style="list-style-type: none"> ・DVの児童に与える心理的影響やDV被害時、児童虐待の有無を確認する視点・取組が浸透し、警察通告を起点とした連携強化に努めている。（支援センター） ・浸透しつつあるDVによる児童への影響（心理的影響等）や虐待として捉える視点を継続して持ち続け、支援を展開している。特に面前DV事案の通告については警察との連携が速やかに行われている。（こども家庭センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、関係機関との連携を深め、DVから派生する虐待等に関して迅速に対応し、児童の安全確保・健全育成に努める。（支援センター） ・今後も引き続き、相談業務の中で虐待事案の背景にある配偶者問題等への視点を持ち、関係機関との連携を深める。（こども家庭センター）
(5)保育所・学校園等との連携強化	支援センター、各区保健福祉部、保育所、教育委員会（総務課）・学校	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者のこどもの安全確保に継続して努める。【支援センター】 ・該当事案について確実に連携し、見守り体制を確立している。【各区保健福祉部、教育委員会（総務課）・学校】 	<p>前進</p> <p>前進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者への的確な情報提供を行うことにより、こどもの安全確保を徹底している。 ・各区市民課との間でも情報共有を図り、秘匿扱いを徹底している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き連携を強化して取り組みを進めていく。
<p>【重点目標 4】被害者の情報管理の徹底</p> <p>1 被害者の相談窓口等における情報管理の徹底</p> <p>(1)-①被害者に関する情報の共有</p>	支援センター、各区まちづくり推進部市民課・保険年金医療	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理の徹底を継続している。【支援センター】 ・面接員やケースワーカーが婦人相 	<p>前進</p> <p>前進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取り組みを継続して実施している。 ・左記の取り組みを継続し 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き情報共有の徹底を図る。 ・引き続き情報共有の徹底を

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
	課・保健福祉部、教育委員会、人権推進課	<p>談員・母子父子自立支援員と連携するなど、日常業務で情報共有の徹底を図り、より良い支援に結び付けられるよう協力をしている。【保護課、こども家庭局】</p> <p>・生活保護に従事する職員への研修に平成 23 年度から新たにDVに関するカリキュラムを組み込んだ。【保護課】</p> <p>・就学事務担当会議において情報共有を徹底するとともに、DV事案発生時には各区市民課と学校との間で確実に連携することとしている。【教育委員会 (総務課)】</p> <p>・税・国民健康保険・選挙管理委員会など関係窓口へのDV・ストーカー被害者支援の情報提供を徹底するとともに、必要に応じて関係課と協議・確認を行うなど連携強化に努めている。【区政振興課】</p> <p>・関係機関との情報共有における留意点等を掲載した「神戸市犯罪被害者ハンドブック」を平成 28 年 3 月に改訂し、関係機関に配布した。【人権推進課】</p>	<p>顕著な成果</p> <p>前進</p> <p>前進</p> <p>前進</p>	<p>て実施している。</p> <p>・職員に対する新たな研修機会を設け、認識も深まったと思われる。</p> <p>・左記の取り組みを継続して実施している。</p> <p>・関係課との情報共有について、情報管理に留意することを相互に認識するとともに連携を図ることができた。</p> <p>・ハンドブックの活用方法等についての職員研修を実施した。 (25 年度 174 名参加) (26 年度 149 名参加) (27 年度 143 名参加)</p>	<p>図る。</p> <p>・DVに関する研修を継続し、生活保護に従事する職員に、関係機関との連携に関する認識を深める。</p> <p>・引き続き情報共有の徹底を図る。</p> <p>・引き続き情報共有・連携を徹底する。</p> <p>・引き続きハンドブックの活用を努める。</p>
(1)-②関係機関による居所を含む被害者の情報管理の徹底	支援センター、各区まちづくり推進部市民課・	・情報管理の徹底をしている。【支援センター、各区役所、教育委員会】	現状維持	・左記の取り組みを継続して実施している。	・引き続き情報管理の徹底を図る。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
	保険年金医療課・保健福祉部、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する情報をケース記録に記載する際にも居所等が外部に漏れないよう特に注意を払うなど、日常業務で厳重な情報管理の徹底を図っている。【保護課、こども家庭局】 ・新たに生活保護に従事する職員への研修に平成 23 年度からDVに関するカリキュラムを組み込んだ。【保護課】 ・係長会や新たに国保年金医療課に関する業務を担当する職員への研修において、厳重な情報管理の徹底等DV被害者の支援について周知を図った。【国保年金医療課】 ・関係課への被害者支援の情報提供を徹底するとともに、市民課初任者に対する研修や市民課DV担当者への研修を実施した。 ≪市民課初任者研修出席者≫ 23 年度 62 名 24 年度 66 名 25 年度 87 名 26 年度 99 名 27 年度 83 名 ≪DV担当者研修出席者≫ 24 年度 28 名 26 年度 21 名 27 年度 10 名 	<p>前進</p> <p>顕著な成果</p> <p>前進</p> <p>前進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取り組みを継続して実施している。 ・職員に対する新たな研修機会を設け、認識も深まったと思われる。 ・DV被害者の支援にかかる取り組みに対する共通認識の徹底が図られた。 ・職員の業務知識が向上することで、慎重に取り扱うべき個人情報であるという共通認識のもと、情報管理を徹底するようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き情報管理の徹底を図る。 ・DVに関する研修を継続し、生活保護に従事する職員に、関係機関との連携に関する認識を深める。 ・引き続き取り組みを継続していく。 ・制度の理解とともに、実務レベルの事務処理に関する充実した研修を実施するなどして、引き続き情報管理の徹底を図る。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		<ul style="list-style-type: none"> 総務省通知に基づき、各区において支援措置事務を行う上で、住民基本台帳担当係長を支援措置責任者と位置付けるとともに、支援措置の決定や証明書の交付手続きにおいて複層的チェックを行うこととした。【区政振興課】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> 支援措置事務の責任者を明確化し、複数の職員でチェックすることを義務づけることで、個人情報の慎重な取扱いを徹底することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続きのマニュアルを作成し、「見える化」することで、職員が異動しても同じレベルで情報管理が行えるように取り組む。
(2) 他市町村等との連絡時の個人情報の管理の徹底	支援センター、各区まちづくり推進部市民課・保険年金医療課・保健福祉部、教育委員会、人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理の徹底を継続している。【支援センター、各区役所、教育委員会】 DV被害者が他市町村への転出する場合は当該市町村に被害者情報の保護を要請するなど、日常業務で情報管理の徹底を図っている。【保護課、こども家庭局】 新たに生活保護に従事する職員への研修に平成 23 年度からDVに関するカリキュラムを組み込んだ。【保護課】 他市町村への送付書類のひな型を作成して各区市民課に配布するとともに、就学事務担当者会議により情報管理の徹底について周知している。【教育委員会 (総務課)】 関係市町村への被害者情報の提供・確認は、折り返しの電話又は文書によることを徹底する。職員には、市民課初任者研修、DV担当者 	<p>前進</p> <p>前進</p> <p>顕著な成果</p> <p>前進</p> <p>前進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記の取り組みを継続して実施している。 左記の取り組みを継続して実施している。 職員に対する新たな研修機会を設け、認識も深まったと思われる。 左記の取り組みを継続して実施している。 各区の事務処理に関して情報を共有し、事務の平準化を図り、どの区においても市民課職員が適切な対 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き情報管理の徹底を図る。 引き続き情報管理の徹底を図る。 DVに関する研修を継続し、生活保護に従事する職員に、関係機関との連携に関する認識を深める。 引き続き情報共有の徹底を図る。 制度変更などについては担当係長会や関係課との協議による周知徹底を行い、必要に応じて研修を実施する。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		研修、住民基本台帳担当係長会の場を活用し、周知する。【区政振興課】 ・ 関係機関との情報共有における留意点等を掲載した「神戸市犯罪被害者ハンドブック」を平成 28 年 3 月に改訂し、関係機関に配置した。【人権推進課】	前進	応を行えるよう徹底に努めた。 ・ ハンドブックの活用方法等についての職員研修を実施した。 (25 年度 174 名参加) (26 年度 149 名参加) (27 年度 143 名参加)	・ 引き続きハンドブックの活用に努める。
(3) 被害者の子どもの就学に関する対応マニュアルの見直し	教育委員会	・ 関係局区と協議しながら検討を行っている。【教育委員会 (指導課)】	現状維持	・ 検討を行っているが見直しには至っていない。	・ 関係局区と協議しながら検討を行っている。
(4) 関係機関で共有すべき情報に関する情報の提供方法や確認方法等の検討	支援センター、各区まちづくり推進部市民課・保険年金医療課・保健福祉部、教育委員会、人権推進課	・ 日常業務で、加害者対応を念頭に置き、細心の注意を払って情報を取り扱っている。【支援センター、各区役所、教育委員会】 ・ 新たに生活保護に従事する職員への研修に平成 23 年度から DV に関するカリキュラムを組み込んだ。【保護課】 ・ 事由発生時に、区と学校との間で情報を共有するなど確実に連携している。【教育委員会 (総務課)】 ・ 関係機関への被害者情報の提供・確認は、折り返しの電話又は文書によることを徹底する。職員には、市民課初任者研修、DV 担当者研修、住民基本台帳担当係長会の場を活用し、周知する。 また、事務処理の変更や確認は、	前進 顕著な成果 前進 前進	・ 常に加害者対応を念頭において業務を行うことにより、危機管理及び情報管理の徹底を図っている。 ・ 職員に対する新たな研修機会を設けたことで、認識が深まったとの意見があった。 ・ 左記の取り組みを継続して実施している。 ・ 各区の事務処理に関して情報を共有し、事務の平準化を図り、どの区においても市民課職員が適切な対応を行えるよう徹底に努めた。	・ 引き続き個人情報取扱い及び管理の徹底を図る。 ・ DV に関する研修を継続し、生活保護に従事する職員に、関係機関との連携に関する認識を深める。 ・ 引き続き情報共有の徹底を図る。 ・ 制度変更などについては担当係長会や関係課との協議による周知徹底を行い、必要に応じて研修を実施する。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		支援措置責任者である住民基本台帳担当係長の集まる会議で議論し、職員に周知をしている。【区政振興課】 ・当事者の同意の取り方や情報の提供方法等を掲載した「神戸市犯罪被害者ハンドブック」を平成 28 年 3 月に改訂し、関係機関に配布した。【人権推進課】	前進	・ハンドブックの活用方法等についての職員研修を実施した。 (25 年度 174 名参加) (26 年度 179 名参加) (27 年度 143 名参加)	・引き続きハンドブックの活用に努める。
【重点目標 5】生活基盤を整えるための支援 1 被害者に対する適切な経済的支援 (1) 必要な経済的支援を適切に実施	各区役所	・被害者の実情に合った市の施策を紹介するとともに、必要に応じて関係部署と連携して対応している。【各区役所】	前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・引き続き、取り組みを実施していく。
(2) 制度の内容や手続のわかりやすい説明を徹底	各区役所	・被害者にわかりやすい説明に努めている。【各区役所】	前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・引き続き、取り組みを実施していく。
(3) 加害者から逃れた被害者の自立のための経済的支援の仕組みの検討	男女共同参画課	・DV 検討会で継続的に意見交換を行っている。【男女共同参画課】	現状維持	・他都市の基金や補助制度等について調査、議論してきたが、具体的な施策実施には至っていない。	・DV 検討会において引き続き検討を行う。
【重点目標 6】住宅の確保に向けた支援 1 母子生活支援施設の充実 入所者の健康回復・生活基盤の安定化・自立に向けた支援充実	こども家庭局	・入所者の生活環境改善のため、備品の整備や施設の老朽改修を行っている。【こども家庭局】	前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・引き続き入所者の生活環境改善に努める。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
2 市営住宅の活用 (1) 目的外使用住宅を適切に利用できる仕組みの検討	住宅管理課	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の募集における優遇措置及び目的外使用による提供を継続して実施している。 目的外使用について、婦人相談員連絡会で7回情報交換を行った。 平成 25 年 9 月に目的外使用に関する要綱を策定し、対象者要件等を国の通知に準じたものに見直すとともに手続きの簡略化を行った。 23~27 年度目的外使用 10 件【住宅管理課】 	顕著な成果	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力被害者のための市営住宅目的外使用に関する要綱」を策定し、対象者要件及び手続きを見直した。 平成 27 年度において、目的外使用申請が 4 件あった。 	<ul style="list-style-type: none"> 募集時の優遇措置及び目的外使用による提供を継続する。 目的外使用のために確保する住戸の数を増やし、選択できる住宅の幅を広げる。
(2) 目的外使用住宅の利用可能対象者の的確な把握・必要な情報の提供	支援センター、各区保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、制度に関する必要な情報提供を行っている。【支援センター、各区保健福祉部】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> 他部局との連携により、的確な情報を把握し、被害者へ情報提供できるように努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者へ適切に情報を提供し、就業支援につなげる。 各区において対象者を把握し、適宜情報提供を行っている。
【重点目標 7】 就業の支援 1 被害者に対する適切な情報や支援の提供 (1) 就業相談や母子家庭自立支援給付金制度等に関するわかりやすい周知・活用の促進	母子家庭等就業・自立支援センター、支援センター、各区保健福祉部、こども家庭局	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、制度に関する必要な情報提供を行っている。【支援センター、各区保健福祉部】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> 左記の取り組みを継続して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者へ適切に情報を提供し、就業支援につなげる。
(2) 専門機関と連携した心理的支援の実施	母子家庭等就業・自立支援センター、支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、制度に関する必要な情報提供を行っている。【支援センター、各区保健福祉部】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> 左記の取り組みを継続して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者から十分に話を聞き、就業に向けた支援を継続して実施する。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
2 ハローワークとの連携の促進 具体的な就業につながるよう連携を強化	母子家庭等就業・自立支援センター	・必要に応じてハローワークと連携している。【こども家庭局】	前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・ハローワーク職員が福祉事務所に常駐する一体的事業と連携し、就業につなげる。
【重点目標 8】 子どもへの支援 1 DV相談機関との連携強化 (1) 相談の中での子どもへの被害又はその可能性の有無に関する的確な判断及び迅速かつ安全に配慮した対応の実施	こども家庭センター、支援センター、各区保健福祉部、消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・119 番通報で覚知した時は、管制室より、こども家庭センターへ通報し、また救急現場でDVや児童虐待が疑われる場合には、搬送先医師への申し送りを含め関係機関に情報提供している。 ・相談内容から児童虐待の恐れがある場合については、関係機関と連携し、制度に関する必要な情報提供を行っている。【支援センター】 ・相談内容から児童に既に被害がおよんでいる場合、又は、及ぶ可能性がある場合については、迅速に連携し、対応することにより、安全確保及び心理的ケアを行っている。また、警察等通告機関との事前の連携により、速やかな通告からの介入の流れができつつある。【こども家庭センター】 	<p>前進</p> <p>前進</p> <p>前進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報提供を実施している。 ・児童虐待を受けている、または、その恐れがある児童のいる場合は、被害者に対して児童虐待についての的確な情報提供を行い、適宜相談機関の情報提供を行うことにより、迅速に相談機関につながるよう努めている。 ・個別ケースが複雑化し、また、問題が重篤化しつつあるのに加え、DV事案の相談件数も増加の一途を辿っているが、様々な視点を持ち対応することを心がけ、各関係機関のもつ役割や権限を重複することなく、それぞれの強みを生かすための支援を展開し 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関との連携を図る。 ・引き続き、取り組みを実施していく。 ・面前DVによる心理的虐待等、増加するDV事案に迅速に対応するためにも速やかな情報共有が求められる。各々の役割や権限に応じたケースへの情報提供または保護を実施し、安全安心を確保した中での問題解決を目指す。

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常業務において常に意識して取り組んでいる。【各区保健福祉部】 ・ 救急現場でDVが疑われる場合には、関係機関に情報提供した。【消防局】 	<p>前進</p> <p>前進</p>	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の取り組みを継続して実施している。 ・ 必要な情報提供を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、取り組みを実施していく。 ・ 引き続き関係機関との連携強化を図る。
(2) 児童虐待対応マニュアルにDVについての内容を記載	こども家庭センター	・平成 24 年 7 月「神戸市こども家庭支援室実務者マニュアル」にDVに関する内容を記載した。(第 5 版第 1 部 p. 29, p. 30)【こども家庭センター】	現状維持	・例年どおりの対応であったため。	・マニュアルを活用し、DV 東者と児童虐待の関連を熟知し、幅広い視点をもった連携対応を行う。
(3) 支援センター・こども家庭センター・各区こども家庭支援室との連携によるケースの共有化及び各機関の機能を踏まえた相互に協力した支援の実施	こども家庭センター、支援センター、各区保健福祉部	・支援センターとこども家庭センターやこども家庭支援室は、ケースの共有化を行い、役割や権限、提供可能な資源に応じて、ケースに対応して、必要な情報提供、対応を連携のもと行っている。【こども家庭センター、支援センター、各区保健福祉部】	現状維持	・個別事案発生時には、速やかな情報共有や連携を行っているが、今後更にお互いの持つ役割や権限について知識理解等の必要性がある。	・各機関の持つ役割や法的権限を理解し、各々が自らの持つ権限や資源を最大限活用する中で、相互連携し、複合する問題に対応しケースの利益となりうる処遇や援助を行う事を目指す。
2 子どもへの心理的ケアの実施 (1) スクールカウンセラーと連携した心理的ケアの実施	支援センター、教育委員会	・保護者同意のもと、スクールカウンセラーと連携して子どもの心のケアに努めた。【教育委員会 (指導課)】	前進	・スクールカウンセラーのさらなる配置充実により、相談体制が充実してきている。	・更なる相談体制の充実を図る。
(2) DV 被害の影響を受けた子どもへのカウンセリングをこども家庭センターと連携して実施	支援センター、こども家庭センター	・相談内容から、児童虐待が疑われ、心理的ケアが必要な場合は、関係機関と連携し、必要な情報提供を実施している。【支援センター】	前進	・心理的ケアが必要な児童に対しては、適宜被害者へ相談機関を情報提供することにより、心理的ケアにつながるよう努めている。	・平成 28 年度からは、DV 被害母子に対するグループカウンセリングを実施することにより、心理的ケアを行うことを目指す。

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策（PLAN）	所管課	平成 23～27 年度実績（DO）	評価（CHECK）		行動目標（ACTION）
			進捗度	評価の理由	
		<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害の影響を受けた子どもに関しては、通告および相談受理により、心理的ケアを行っている。【子ども家庭センター】 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害を受けた子どもへのケアとして特別なものはなく、現状のカウンセリングを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、研修等を通じ、更に知識経験等を積み、DV被害児童により専門的なケアを行うことを目指す。
<p>3 被害者に対する適切な情報の提供</p> <p>(1) 子どもに関する手続きについて正しく情報提供を行うための相談担当者の理解の徹底及びわかりやすい情報提供</p>	各区まちづくり推進部・保健福祉部、支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課初任者研修やDV担当者研修を実施し、支援対象者への適切な情報提供について周知徹底した。【区政振興課】 ・日常業務において正確な情報提供に努めている。【各区保健福祉部】 ・関係機関に確認するなどして各施策に関する情報収集に努めている。【支援センター】 	<p>前進</p> <p>前進</p> <p>前進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の業務知識を向上させることで、どの区においても市民課職員が適切な情報提供を行えるよう徹底に努めた。 ・左記の取り組みを継続して実施している。 ・子どもに関する手続きについて、正しい情報を定期的に収集することにより、支援者を的確に相談機関につなげられるよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き必要な情報提供の徹底を図る。 ・引き続き正確な情報提供に努める。 ・引き続き、必要な情報収集及び的確な情報提供に努める。
<p>4 学校等（幼稚園・保育所を含む）での支援</p> <p>(1) 学校等で相談できる体制の整備及び被害者への情報提供</p>	子ども家庭局、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導連絡会等に関係機関を招いて情報交換を行うなどして連携を深め、協力して指導する体制を整えている。【教育委員会（指導課）】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協力による体制の整備を進めてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる体制の充実を図る。
<p>(2) 学校内で子どもが相談しやすい環境の整備</p>	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区に原則 2 名のスクールカウンセラーを配置している。 ・DV対応マニュアルを活用して教員による個別相談を行っている。【教育委員会（指導課）】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる体制の充実を図る。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
(3) 学校等の関係者に対するDVについての正しい知識や対応に関する啓発	男女共同参画課、こども家庭局、教育委員会	・DV対応マニュアルを配布し、活用している。【教育委員会(指導課)】	前進	・配布・活用に努めている。	・更なる充実を図る。
(4) 学校等の間での情報共有及び連携した対応	こども家庭局、教育委員会	・DV対応マニュアルを活用している。【教育委員会(指導課)】	前進	・教職員等の中で必要な情報共有を図ることができている。	・更なる充実を図る。
5 面会の仕組みの検討 安全に面会できる仕組みの構築について検討	男女共同参画課、こども家庭局	・平成 23 年度に別居親と子どもの面会交流に関する調査を実施した。【男女共同参画課、こども家庭局】	現状維持	・左記調査により子どもの安全への配慮の必要性は確認できたが、具体的な施設の検討には至っていない。	・引き続き、子どもの安全に視点をおいた面会のあり方について検討する。
【重点目標 9】 高齢者・障がい者への支援 1 高齢者の被害実態の把握 (1) 高齢者虐待とDVの関連性や援助の視点の明確化及び被害実態の把握	あんしんすこやかセンター、各区保健福祉部	・高齢者虐待の相談・通報窓口であるあんしんすこやかセンター職員への研修にて高齢者虐待とDVの関連性やDV相談機関について情報提供した。 ・あんしんすこやかセンター説明会で研修を実施した。【介護保険課】	前進	・高齢者虐待とDVの関連性に関する情報提供に努めた。	・引き続き情報提供に努め、支援者のスキルアップを図る。
(2) 被害者発見時の速やかな関係機関との適切な連携	あんしんすこやかセンター、各区保健福祉部、支援センター	・高齢者虐待の被害者(要介護者)や養護者支援の際にDVを発見した場合に支援センター等と確実に連携するよう努めた。【介護保険課】	前進	・支援センター等との連携による対応に努めた。	・引き続き支援センター等の関係機関と連携し、情報共有に努める。
2 障がい者に対する適切な情報の提供 (1) 障がい者の相談に携わる機関でのDVに関する理解の推進	障害者支援課	・DV被害者支援関係機関合同研修会への参加を通じて、DV事案に対する対応について学ぶとともに、関	前進	・左記取り組みを継続して実施している。	・引き続き研修会への参加により情報収集及び関係機関との連携につとめていく。

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		係機関との連携を確認してきた。 【障害者支援課】			
(2) 被害者発見時の速やかな関係機関との適切な連携	障害者支援課	・平成 24 年 10 月より神戸市障害者虐待防止センターを開設し、24 時間 365 日の間、障害者虐待に関する相談を受け付ける中でDV事案に該当すると思われる事案に対しては、必要な情報提供を行ってきた。 【障害者支援課】	前進	・左記取り組みを継続して実施している。	・引き続き必要な情報提供を実施するとともに、関係機関と連携し情報共有を図っていく。
(3) 必要な情報を障がいの内容に合わせた適切な方法でわかりやすく提供	支援センター、障害福祉課、各区保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して必要な情報提供を行っている。【支援センター】 ・障がい者への個別支援の中で必要な情報提供を行っている。【障害者支援課、各区保健福祉部】 ・発達障害の特性であるコミュニケーションの困難さがDVの一因となっていると疑われる事例については、支援センターを紹介するなどの必要な情報提供を行っている。【発達障害者支援センター】 	前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・引き続き必要な情報提供を実施する。
			前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・引き続き必要な情報提供を実施する。
			前進	・左記の取り組みを継続して実施している。	・支援センターとも連携しながら、引き続き必要な情報提供を
(4) 障がい者の相談に携わる機関へのDV相談機関に関する情報提供	支援センター	・DV被害者支援関係機関合同研修会などを通じて、必要な情報提供に努めている。【支援センター】	前進	・障がい者の相談に関わる機関へ研修会の案内を送付することで、研修出席者への、必要な情報提供を実施している。	・引き続き必要な情報提供を実施する。
【重点目標 10】 外国人への支援 1 被害者に対する適切な情報の提供 外国人のDV関連相談に対する初期対応のための研修の	神戸国際コミュニティセンター	・GONGO 相談員会議 (※) にて、外国人の生活相談を担当している相	前進	・研修を通して、相談員の資質向上及び情報交換が	・引き続き平成 28 年度も研修を継続するなどして、外国人

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
実施	支援センター	<p>談員向けに研修を実施。 ※…兵庫県内ないし近隣地域で外国人の生活相談を担当している行政機関 (GO) 及び NGO の相談員の資質及び情報交換を図る会議。神戸国際協力交流センター会議室にて定期的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVに関するパンフレットを常時神戸国際コミュニティセンターに設置している。 ・平成 23 年度以降毎年、外国人市民生活相談員研修及び外国人相談窓口担当者連絡会での研修を実施していたが、平成 27 年度は外国人市民生活相談員研修会と外国人相談窓口担当者連絡会を統合し、研修を継続した。 ・DVに関するパンフレットを常時設置している。【神戸国際コミュニティセンター】 ・平成 23 年度までに 7 カ国語 (英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語) のリーフレットを作成した。【支援センター】 	前進	<p>図れるなどしたため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に研修を開催している。 	<p>からの相談に対して適切に対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き外国人からの相談に対して適切に対応を行う。
			現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・7 カ国語のリーフレットを作成し、区役所、神戸国際コミュニティセンター等に配布し、支援センター機能について情報提供している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ≪27 年度目標≫ 7 カ国語 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県が 10 カ国語のリーフレットを作成しており、適宜活用していく。
<p>3 通訳体制の充実 (1) 民間支援団体と連携した通</p>	支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、民間支援団体へ通 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取り組みを継続して 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、相談者の必要に

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
訳体制の充実		訳を依頼している。【支援センター】		実施しているが、通訳体制の充実についての検討には至っていない。	応じた対応に努めていく。
(2) 通訳派遣費用などに係る被害者の負担軽減方法についての検討	支援センター・男女共同参画課	・民間支援団体が行う同行支援への補助の中で通訳者の交通費も対象としている。【支援センター・男女共同参画課】	現状維持	・通訳派遣費用の補助の実施には至っていない。	・通訳派遣費用への補助の可否も含めて、民間支援団体に対するDV被害者支援活動補助のより効果的な実施方法について検討する。
【重点目標 11】 心理的ケアの充実 1 カウンセリング機能の充実 (1) 支援センターでのカウンセリングの情報の周知及び個別カウンセリング体制の強化	支援センター	・女性のためのDV相談室において平成 22 年度以降毎年 200 件超のカウンセリングを実施している。平成 27 年度は 193 件となっている。【支援センター】	前進	・面談相談によりカウンセリングが必要と判断された被害者について、カウンセリングの機能について説明し、実施している。他機関でのカウンセリング等についても情報提供している。	・引き続き、取り組みを実施していく。
(2) 大学等関係機関と連携して実施しているグループカウンセリングについての関係機関への周知	男女共同参画センター	・大学等関係機関と連携したDV被害者へのグループカウンセリングを、関係機関へ情報提供したうえで毎年 2 クール実施している。【男女共同参画センター】	前進	・子どもとの関係の再構築や再被害の防止など参加者の回復に大きな成果があった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ≪27 年度目標≫ 2 クール/年 </div>	・平成 28 年度からは、これまで母親のみを対象としていたが、DV被害母子を対象としたグループカウンセリングを実施し、よりきめ細やかな支援に努めるとともに、成果の「見える化」も検討していく。
(3) 長期的な心理的ケアが必要な被害者に対する支援のあり方の検討	男女共同参画課、男女共同参画センター	・DV検討会で継続的に意見交換を行っている。 ・必要に応じ、男女共同参画センターで実施しているセミナー等の紹	前進	・他団体との共催事業も含め、セミナー、カウンセリングを実施し、被害者のニーズが把握できるよう努	・被害者のニーズを把握し、的確な支援を実施するとともに、実施内容を検証し、効果的な事業のあり方を検討

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		介を行っている。 【男女共同参画課・男女共同参画センター】		めている。	していく。
(4) 被害者同士の自助グループの形成支援	男女共同参画センター	・DVを経験した女性同士で語り合う「DV被害者サポートグループ」を平成23年6月から月1回開催している。【男女共同参画センター】	前進	・月1回サポートグループを実施することで、自助グループの形成支援が出来るよう努めている。	・引き続き、取り組みを実施するとともに、広報啓発の充実を検討していく。
【重点目標 12】 市民・企業に対する啓発 1 市民に対する啓発の推進 (1) DV防止啓発キャンペーンのより効果的な実施	男女共同参画課	・毎年、11月12日~25日の「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、市民の協力を得て作成したパープルリボンバッジを約10,000個配布している。 ・各管理者の協力を得て、ポートタワー、モザイク観覧車のライトアップを実施し、平成25年土からはフラワーロード及び明石海峡大橋もライトアップを実施している。【男女共同参画課】	前進	・パープルリボン作成協力者やライトアップ施設が年々増えており、取り組みは拡充している。 ・パープルリボンの作成は増加傾向にある。また、身近な相談者となりうる民生委員の協力も得られている。 ・市政アドバイザーへの意識調査ではDV相談窓口の認知度は上がっていない。	・被害者の支援にいかに関わり付けていくかということも念頭に、デートDV予防啓発の取り組みともあわせて、引き続きDV防止の啓発に努めていく。
(2) DVを含むあらゆる暴力を許さないための啓発事業の積極的な実施	男女共同参画センター	・啓発のためのセミナー等については、センター主催のものだけでなく、民間支援団体との共催でも実施している。 ・DV情報提供会を定期的に開催している。 ≪DV防止セミナー、DV情報提供会及び性暴力被害者支援公開講座(共催)の参加者≫	現状維持	・左記のセミナー等を継続して開催している。 ・参加者数は目標に届いていない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> ≪27年度目標≫ 400人/年 </div>	・参加者にはDV被害者も含まれるため、参加者の安全に配慮しつつ、引き続きDVの予防啓発のためのセミナー等の開催及び周知に努めていく。 ・支援者となりうる団体へのDV啓発事業の実施について検討する。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		23 年度 129 人 24 年度 200 人 25 年度 299 人 26 年度 128 人 27 年度 46 人 (性暴力被害者支援 公開講座の共催はなし) 【男女共同参画センター】			
(3) DV が人権侵害であることを男性が認識できるセミナーの実施	男女共同参画センター	・男性が「男らしく」ではなく「自分らしく」生きることを考える場として「男の生き方セミナー」を開催している。【男女共同参画センター】	前進	・DVの防止だけでなく、DVの背景の1つである固定的性別役割分担意識にとらわれない生き方についても考える場を提供している。	・引き続き、取り組みを実施していく。
(4) 市民への情報提供の積極的な実施	男女共同参画センター、人権推進課	・情報誌「あすてっぷKOBE」を年4回発行し、男女共同参画に関する情報やセミナーの案内等をしている。【男女共同参画センター】 ・人権啓発冊子「あすへの飛翔」「みんなにやさしいまち みんながやさしいまち神戸をめざして」の作成のほか、人権に関する映画の上映、講演会の開催、人権啓発ビデオの貸し出し等を行っている。【人権推進課】	前進 前進	・左記のとおり、さまざまな機会をとらえた啓発の取り組みを継続して実施している。 ・左記のとおり、さまざまな機会をとらえた啓発の取り組みを継続して実施している。	・引き続き、取り組みを実施していく。 ・引き続き、取り組みを実施していく。
(5) 図書・資料の充実	男女共同参画センター	・「情報ライブラリー」を運営し、男女共同参画等に関する図書や資料の閲覧や貸し出し等を行っている。 《蔵書数 (平成 27 年度末) 》 図書 9,367 冊 資料 11,030 冊 【男女共同参画センター】	前進	・セミナー開催に合わせて、DV関連蔵書を目立たせ、DV関連図書リストを配布したり、セミナー会場に図書の閲覧コーナーを設けるなど工夫している。	・引き続き、取り組みを実施していく。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
(6) 支援センターのリーフレット等の市民・関係機関への配布	支援センター	・さまざまな機会を捉えて配布したり、関係機関での配架を依頼したりして、情報提供に努めている。【支援センター】	前進	・セミナーや研修などの場において、支援センターのリーフレット等を配布し、広報啓発に努めている。	・リーフレットを改訂し、DV 予防啓発に向けた更なる取り組みを検討していく。 ・支援者となりうる団体へのリーフレットの配布先の拡充を検討していく。
(7) 「ふれあい懇話会」などを通じた保護者や地域住民への積極的な啓発活動	教育委員会	・虐待の問題と関連させて、保護者や地域住民への啓発活動を実施した。【教育委員会 (指導課)】	現状維持	・直接的にDV について取り上げる機会は少なかった。	・研修資料の紹介・提供などにより啓発活動が深まるよう取り組みを継続する。
(8) 実効性のある加害者更生施策に関する国及び他の自治体の取り組み状況の把握	男女共同参画課	・国や他自治体の調査研究及び取り組み状況の把握に努めている。【男女共同参画課】	現状維持	・情報収集は行っているが、国においても加害者更生プログラムの実効性の検証はできていない。	・加害者更生プログラムを実施している民間団体等の情報についても、積極的に収集に努めていく。
(9) 男性から相談があった場合の県などの相談機関の紹介	男女共同参画課	・県男女共同参画センターが実施している「男性のための相談」を紹介している。【男女共同参画課】	現状維持	・「男性被害者が相談できる機会の確保」についてはDV 検討会で意見交換を行っているところではあるが、問い合わせも少なく、現状では市独自の相談は行っていない。	・引き続き県の相談機関を紹介するとともに、国及び他の市町村の動向や男性相談の需要を勘案しながら、更に踏み込んだ対応が必要かどうか検討していく。
2 企業と連携した啓発の実施					
(1) 従業員に対する啓発方法についての情報提供	男女共同参画課	・男女共同参画推進会議でDV の取り組みを紹介している。【男女共同参画課】	前進	・男女共同参画推進会議等でDV 予防啓発グッズの配布を行うなど、情報提供を行い、少しずつではあるが、周知に努めている。	・引き続き、取り組みを進めていく。
(2) 企業への出前トーク等による啓発	男女共同参画課	・平成 26 年度は出前トーク 1 回実施。 ・こうべ男女いきいき事業所へDV 予防啓発グッズを送付し、企業への意識啓発を行った。【男女共同参画課】	現状維持	・DV に関する出前トークは企業にとって利用しづらいのか、これまで申し込みがなかったが、平成 26 年度に 1 回で実施できた。	・引き続き、取り組みを進めていく。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
				<<27 年度目標>> 5 回/年	
【重点目標 13】 若年層等への教育・啓発及び教育関係者に対する啓発 1 デートDV防止に関する取り組みの強化 (1) 高校生に向けたデートDV 予防啓発事業の積極的な実施	男女共同参画課 ・男女共同参画センター	・市立高等学校でのデートDV 予防啓発プログラムを実施。校長会・生徒指導会・養護教諭会等へ積極的に働きかけた。 22 年度まで 4 校 23 年度 2 校 (うち新規 1 校) 24 年度 2 校 (うち新規 2 校) 25 年度 3 校 26 年度 3 校 27 年度 2 校 実施校累計 7 校 (16 回) 【男女共同参画課・男女共同参画センター】	前進	・新規実施校が増えた。 ・目標数には届いていない。 <<27 年度目標>> 全校 (高校・高専 10 校)	・今後も引き続き取り組みを進めていく。 ・過密カリキュラムの中でデートDV 予防啓発の時間を割くことが難しい学校もあるので、学校での取り上げ方について検討する。
(2) デートDV 防止教育に関する研修対象の拡充	男女共同参画課 ・男女共同参画センター、教育委員会	・上記のデートDV 予防啓発事業を中学校でも実施している。 23 年度 7 校 (うち新規 7 校) 24 年度 10 校 (うち新規 7 校) 25 年度 12 校 (うち新規 7 校) 26 年度 15 校 (うち新規 5 校) 27 年度 13 校 (うち新規 2 校) 実施校累計 28 校 (57 回) ・また、教職員等を対象にした事業も実施している。平成 24 年度には中学校長会でも講演を実施した。 22 年度まで 5 回	現状維持	・実施校は増えてきているものの、過密カリキュラムの中でデートDV 予防啓発の時間を割くことが難しいこともあり、累計 28 校に留まり、新規実施校がなかなか増えない。 <<27 年度目標>> 全校 (中学校 82 校) 教育関係者 8 回/年	・今後も引き続き取り組みを進め、広報啓発の充実を検討していく。 ・過密カリキュラムの中で、デートDV 予防啓発の時間を割くことが難しい学校もあるので、学校での取り上げ方について検討する。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
(2) 学校と関係機関の更なる連携強化	教育委員会	・生徒指導連絡会等に関係機関を招いて情報交換を行うなどして連携を深め、協力して指導する体制を整えた。【教育委員会 (指導課)】	前進	・関係機関との連携を深めて取り組んでいる。	・関係機関との協力体制を継続する。
3 大学と連携した啓発の実施 (1) 学生に対する啓発の実施	男女共同参画課	・大学生がデザインしたデートDV 予防啓発カードを作成し、平成 24 年度より市内の大学及び専門学校へ配布しているほか、ファミリーマート及びローソン市内店舗のトイレへの設置も依頼している。 ・神戸市看護大学学生の実習受け入れに際し、DV についての説明を実施している。【男女共同参画課】	顕著な成果	・手に取りやすいカード作成するとともに、設置箇所を増やし、若者に情報が届くように努めた。	・引き続き学校やコンビニとの連携によるカードの設置、啓発に努めていきたい。
(2) DV 情報提供リーフレット等の配布	男女共同参画課	・市内大学に対して協力を依頼している。【男女共同参画課】	前進	・平成 24 年度より予防啓発カードの配布も依頼している。	・今後も引き続き大学の協力を得て情報提供に努めていく。
(3) 男女共同参画センターで行う DV 防止セミナーのチラシの送付	男女共同参画センター	・市内大学に対して協力を依頼している。【男女共同参画センター】	前進	・平成 24 年度より予防啓発カードの配布も依頼している。	・今後も引き続き大学の協力を得て情報提供に努めていく。
【重点目標 14】 医療関係者に対する啓発 1 医療関係者に対するマニュアル等を使用した啓発の徹底 (1) 医療関係者に対して被害者への情報提供のためのリーフレット等を配布	男女共同参画課 ・支援センター	・支援センターのリーフレット等を広く配布し、情報提供に努めている。【男女共同参画課・支援センター】	前進	・支援センターのリーフレットを配布することで、広報啓発の充実に努めている。	・引き続き、取り組みを実施していく。
(2) 医療関係者等に対して被害者の発見・通報・情報提供に関する研修会を関係団体と協力して実施	男女共同参画課	・平成 22 年 3 月に、神戸市医師会の協力を得て医療関係者向けの講演会を開催するとともに、医療関係者のための DV 被害者対応マニュアル	現状維持	・左記の取り組みにより医療関係者への協力を依頼している。	・必要に応じて、神戸市医師会等と協力しながら取り組みを進めていく。 ・医療関係者への働きかけを

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
		ル及び対応シートを作成して医療関係者に配布した。【男女共同参画課】			行う。
[重点目標 15] 福祉関係者に対する啓発 1 福祉関係者に対するハンドブック等の配布による啓発の徹底 (1) 福祉関係者に対して被害者への情報提供のためのリーフレット等を配布	男女共同参画課 ・支援センター	・支援センターのリーフレット等を広く配布し、情報提供に努めている。【男女共同参画課・支援センター】	前進	・支援センターのリーフレットを配布することで、広報啓発の充実に努めている。	・新たな配布先の検討も行いながら、引き続き、取り組みを実施していく。
(2) 福祉関係者に対して被害者の発見・通報・情報提供に関する研修会を関係団体と協力して実施	男女共同参画課、保健福祉局	・平成 22 年 12 月に、民生委員・児童委員・ファミリーサポートセンター会員向けの DV 被害者対応ハンドブックを作成して配布した。【男女共同参画課】	現状維持	・左記の取り組みにより民生委員・児童委員への協力を依頼している。	・必要に応じて、民生委員・児童委員等と協力しながら取り組みを進めていく。
(3) 福祉関係者に対して被害者の安全やプライバシーに十分配慮するよう研修会等を通じて周知	男女共同参画課、保健福祉局	・平成 22 年 12 月に、民生委員・児童委員向けの DV 被害者対応ハンドブックを作成して配布した。【男女共同参画課】	現状維持	・左記の取り組みにより民生委員・児童委員への協力を依頼している。	・必要に応じて、民生委員・児童委員等と協力しながら取り組みを進めていく。
[重点目標 16] 被害者支援を担う関係者の人材育成 1 被害者支援を担う関係者に対する研修の強化 (1) 様々な研修の機会を通じた被害者への二次的被害の防止の強化	男女共同参画課 ・支援センター	・DV 被害者支援関係機関合同研修会を年に数回開催したり、関係各事業担当者の研修会に協力したりして、担当者の資質向上を図っている。【男女共同参画課・男女共同参画センター】	前進	・研修の機会を通じて、被害者の状況や配慮事項について理解を促すことで、二次的被害の防止に努めている。	・引き続き、内容を工夫しながら取り組みを実施していく。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
(5) 様々な機会を通じた学校関係者に対するDVの早期発見及び対応に関する研修の実施	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市情報教育基盤サービスに「DVの中で過ごす子どもを助けるために」のデータを登録し、各校に必要な保護者等に手渡しできるようにしている。 ・平成 23 年 11 月小学校校長会にてDV予防啓発研修を実施してDV被害者の支援の視野が広がった(参加者 140 人)。 ・平成 24 年 10 月中学校校長会にてDV予防啓発研修を実施してDV被害者の支援の視野が広がった(参加者 70 人)。【教育委員会 (人権教育課)】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの整備により、各校での対応を可能とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き必要な情報提供を実施する。
(6) 学校間における定期的な情報交換等による連携の強化	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導連絡会等に関係機関を招いて情報交換を行うなどして連携を深め、協力して指導する体制を整えた。【教育委員会 (指導課)】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間及び関係機関との連携を深めて取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間及び関係機関との協力体制を継続する。
<p>2 実務担当者以外の市職員に対する研修の充実</p> <p>(1) 実務担当者以外の市職員に対するDV研修の実施</p>	男女共同参画課、人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権シート」でDVに関するテーマを取り上げ、全職員に回覧し、周知に努めている。 《最近発行したもの》 No193 (H24. 11. 22) 「知っていますか？パープルリボン、ホワイトリボン」 No213 (H25. 10. 31) 「国際ガールズデー」 No232 (H26. 10. 30) 「『パープルリボン』に込められた思い～DVを許さない！～」 No249 (H27. 11. 10) 【男女共同参画課、人権推進課】 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権シート」にて、ひととおり全職員への周知は行っている。 ・個別の研修については、過密なカリキュラムの中でテーマの 1 つとして取り上げるのはなかなか難しい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>《27 年度目標》 15 回/年</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権シート」における職員への周知には引き続き努めるとともに、その他の方法による効果的な職員への周知についても、庁内ネットワーク会議などを通じて検討する。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策 (PLAN)	所管課	平成 23~27 年度実績 (DO)	評価 (CHECK)		行動目標 (ACTION)
			進捗度	評価の理由	
(2) 受講者に対するアンケートによるDVの理解についての検証の実施	男女共同参画課、人権推進課	・「人権シート」でDVに関するテーマを取り上げ、全職員に回覧し、周知に努めている。【男女共同参画課、人権推進課】	現状維持	・「人権シート」は必ず全職員に回覧する運用となっているが、アンケートの実施による検証は難しい。	・「人権シート」以外の方法による研修が実施した場合に、アンケート等による検証も実施する。
[重点目標 17] 関係機関の連携・協力 1 既存の推進体制による取り組みの強化 男女共同参画推進本部・男女共同参画推進会議における重点的な取り組み	男女共同参画課	・市内の地域団体・経済団体など 25 団体及び学識経験者からなる「神戸市男女共同参画推進会議」を年 2 回開催し、DV も含む男女共同参画の分野に関する情報・意見交換を行っている。【男女共同参画課】	前進	・左記の取り組みを継続し、被害者の自立支援制度など少しずつ進んでいる。	・引き続き、取り組みを実施していく。
2 民間支援団体および関係機関との連絡調整会議等の実施 関係機関との連絡会議の定期的な開催	男女共同参画課	・新たな会議は立ち上げていないが、「男女共同参画推進会議」を開催するほか、必要に応じて随時情報交換等に努めている。【男女共同参画課】	現状維持	・定期的に開催する会議は立ち上げていない。 ・県等が実施する連絡会に参加し、関係機関との連携・協力を緊密なものとしている。	・既存の取り組みを継続するし、連携・協力を強化する。 ・新たな会議を立ち上げる必要があるかどうかについて検討する。
3 ネットワーク会議による連携の強化 (1) 庁内DV対策関係課長会議・ネットワーク会議における被害者支援施策の検討	男女共同参画課 ・支援センター ・庁内ネットワーク会議	・DV対策関係課長連絡会議及びDV対策庁内ネットワーク会議を定期的に行っている。【男女共同参画課・支援センター】	前進	・左記の取り組みを継続して実施し、被害者支援の共通認識を持つことに努めている。	・引き続き、取り組みを実施していく。
(2) 庁内ネットワーク会議における情報交換・事例検討	男女共同参画課 ・支援センター	・DV対策庁内ネットワーク会議を定期的に行っている。【男女共同参画課・支援センター】	前進	・左記の取り組みを継続して実施し、情報交換を行えている。	・引き続き、取り組みを実施していく。

「顕著な成果」十分な成果があがっている

「前進」十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」成果があがっていない

取り組み方策（PLAN）	所管課	平成 23～27 年度実績（DO）	評価（CHECK）		行動目標（ACTION）
			進捗度	評価の理由	
		ンター】		<ul style="list-style-type: none"> ・虐待について関わっている担当係長との連絡会を実施し、情報交換をより密に行った。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> ≪27 年度目標≫ 2 回/年 </div>	
4 通報者の安全確保 警察との連携による通報者の安全確保のための仕組みを検討する	医療関係者、福祉関係者、警察、支援センター・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV 検討会で継続的に意見交換を行っている。【男女共同参画課・支援センター】 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事例に応じて、警察とも確実に連携しながら対応している。 ・仕組みづくりの検討には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、警察との確実な連携を行うとともに、DV 検討を行う。
5 民間支援団体への支援等の実施 民間支援団体の活動内容の把握及び効果的な支援の実施	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度より、民間支援団体に対する DV 被害者支援活動補助制度を設け、シェルター運営及び同行支援に要する費用の一部を補助している。 ・平成 23 年度、26 年度及び、27 年度には民間支援団体支援者養成研修を団体に委託して実施した。【男女共同参画課】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度より民間支援者団体支援者養成研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、取り組みを実施していく。 ・なお、民間支援者団体支援者養成研修は平成 28 年度も実施予定。
6 苦情に対する適切かつ迅速な対応 (1) 被害者等からの苦情対応のためのフローチャートの広報	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV 対策関係課長連絡会議で作成した「DV 対応マニュアル」に被害者からの苦情の処理に関する内容を記載しており、平成 28 年 3 月改訂版ではフローチャートも記載した。【男女共同参画課】 	前進	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内における苦情対応をわかりやすく周知するよう努めている。 ・被害者等からの具体的な苦情の申出はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、苦情がないような対応に努めるとともに、苦情対応方法の周知にも取り組んでいく。

「顕著な成果」 十分な成果があがっている

「前進」 十分とはいえないが、それなりに成果があがっている

「現状維持」 成果があがっていない

取り組み方策（PLAN）	所管課	平成 23～27 年度実績（DO）	評価（CHECK）		行動目標 （ACTION）
			進捗度	評価の理由	
(2) 苦情の対応内容のフィードバック及び対応の改善・情報の共有	男女共同参画課	・ 被害者等からの具体的な苦情の申出はないが、「DV対応マニュアル」フローチャートの中でフィードバックや対応の改善についても触れている。【男女共同参画課】	現状維持	・ 被害者等からの具体的な苦情の申出はない。	・ 引き続き、苦情がないような対応に努めるとともに、苦情対応方法の周知にも取り組んでいく。